

長浜市告示第 2 2 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 4 3 条の 2 の規定に基づき、次により史跡下坂氏館跡の観覧料の徴収に関する事務を委託したので、同条第 2 項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第 4 2 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称
長浜市下坂中町 1 7 1 番地
下坂氏館跡を守る会 会長 梅本 修

- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類
史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例（令和 3 年長浜市条例第 4 号）及び史跡下坂氏館跡管理規則（令和 3 年長浜市規則第31号）に基づく史跡下坂氏館跡の観覧料

- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日

- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

- 6 徴収の方法
現金による。